

### 第3章

「第1章」で書名を挙げただけで引用しなかったラミス著『[増補] 憲法は、政府に対する命令である。』について、遅ればせながら、その大要と書きとめたメモのいくつかを紹介して話題を提供しておく。同書は、平凡社刊、初版は2006年8月の発行、2013年8月に加筆・修正のうえ、書き下しの「付論 自民党憲法改正草案は、国民に対する命令である。」(約60ページ、本書全体240ページの約4分の1)を加えて、増補版として再刊された。

本書の題名「憲法は、政府に対する命令である。」は、その内容を簡潔適切に表現している。つまり、この書名は、前々章の「1」でも触れたところであるが、かつての大日本帝国憲法(1890年)が〈明治天皇の臣下(日本国民)に対する命令書〉であったという事実と、現行憲法の文言の主語が主権在民の〈民〉であって〈朕〉(天皇)ではない、という主客逆転の事実とをつきあわせて、現行憲法が政府(天皇を含む)に対する〈民〉が発する命令書である、という事実の優位性・上下関係を端的に主張しているのである。そして、この二つの憲法の発言者、主語の違いが〈民〉にとってなにを意味しているか、それはどれほど大きいものであるか、などを強調してその点に読者の注意をうながしたい、という著者ラミスの意図をも同時に簡潔適切に表現しているといえるだろう。もともとラミスの思想の根幹には、〈国あるいは国家あるいは政府〉とその住民である〈人民〉とをつねに明確に峻別すべし、とする捉え方がある。たとえばこの考えは、あいまいな〈国民〉という、自由民主党の連中が好んで用いそうな、あたかも〈国〉が先にあって後から〈民〉がそのなかに住ませていただいているかのような、あるいは国と民とはつねに一体であるかのような、〈国民〉というあいまいな表現をきびしく退けようとするラミスの言葉に対する姿勢と深く関わっている。〈国〉(あるいは政府)と〈民〉とを対立させ、その区別をはっきりと意識して捉えることの重要さは、ラミスの憲法の読み方においても明確に示される。ラミスは指摘する、憲法前文にはこう書かれている、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と。ここでラミスは注意している、ここには「平和

を愛する〈諸国家〉」または〈諸政府〉とは書かれていない。そういう捉え方はできない。なぜなら、「国家に〈愛〉があるわけがない」、生命をもたない国家が何かを愛することなどあろう筈もないからである、と。また「全人類」を信頼する、などという綺麗事を述べることもない。そのうえ〈信頼〉するのは、単なる〈諸国民〉ではなくて、そのなかの「平和を愛する〈諸国民〉」(だけ)である、と明確に書かれている、と。たしかにこの〈人民〉と〈国家〉あるいは〈政府〉とを意識的に区別する捉え方は、憲法を読むさいにわすれてはならない必須要諦の観点というべきであろう。

本書は、その「はしがき」にいうように、「憲法改正批判というより、現憲法に基づく政治とはどのようなものなのか」を、そのテーマとしている。つまり、現憲法が今日の日本社会のなかでどのように働いているか、政治の実状を見ながら、あわせてそうした具体例を通じて〈政治学〉全般をあつかい、憲法の求める(日本人に未成熟の)民主主義的政治に関する市民的〈常識〉(コモン・センス)を身につけるための手引きの役をするというのが、著者ラミスのねらいであるようにみえる。したがってここでの叙述の形は、現行日本憲法について触れながら、一般的な設問、たとえば、政府とはなにか、市民社会とは、人権とは、安全保障とはなにか、等々の問題を具体的に取り上げる形をとる。現憲法の歴史的成り立ちの瞬間から、主権在民、基本的人権、戦争放棄の基本的な三点を中心にした、市民生活の根幹を支えそのなかで機能する憲法の実際を具体的に取り上げる。その記述の姿勢も、いわゆる解説書風とは違う。著者の日本国憲法擁護という立場を鮮明にして、いわば実践的な、憲法〈運用〉の実際的〈行動〉の手引き書としてこれは書かれている。さらに付録として書き足された部分は、自由民主党の「憲法改正草案」(2012年)への徹底的な批判であるが、現行憲法と逐一その条文を対比する検討作業を通じて、本書本文とあわせ読まれることで、現行憲法への理解と憲法擁護運動の推進にいつそう役だつように工夫されている。といった次第で、当然本書も着目すべきラミス文献の重要な一つであると目すべきである。

以下は、手元のメモにしたがい、通信1と2に取り上げた憲法に関する諸項目に加えて、本書に触発されて出てきた憲法関連の新しい問題をいくつか挙げることにしよう。いうまでもないが、これまでに見てきたラミスの著書のなかにあられた

憲法に関する個々の主張のあいだに矛盾は見られない。したがって、すでに論じた主題について、たとえば「交戦権」について、等々、本書中の論述で重複している部分は、相互に補完しあっているものとして、繰り返し取り上げることはしない。これまで同様、これはあくまで私たちの討論にとって必要な論点の提起、あるいは内容の一部紹介ないし手引きにとどまるのであって、諸兄弟が原書にじかにあたることが大前提である。

### 憲法押しつけ説と憲法制定の機微

明治憲法から現行憲法への〈転換〉についての、いわゆる自由民主党に代表される改憲派の決まり文句である米国占領軍「押しつけ」説について、ラミスは明快に「押し付け」が何で悪い、という積極的観点を提示している。かれは、もともと憲法なるものには、「押しつけ」が付き物である、という。その例として、かれは人類史における最初の憲法と目される英国の「マグナ・カルタ」(大憲章)を取り上げ、その昔1215年の英国での出来事、英国人民が横暴な国王ジョンからその絶対権力を奪取したうえこの措置を制度化するため国王に「マグナ・カルタ」を「押しつけ」承認させた、という歴史的事実に私たちの注意を促す。そしてさらにラミスは、本書の「第四章 日本国憲法は、誰が誰に押しつけた憲法なのか」の一節「憲法とはもともと押しつけるものである」のなかで、「現在の日本国憲法の制定が可能だったのは、歴史のなかで、あの第二次世界大戦直後のわずか数ヶ月間だけだだろう。」と、現行日本憲法制定の歴史的経緯のきわめて微妙な特徴を指摘する。誰が誰に押しつけたのか、といえは、あの戦争終結の直後、この憲法を押しつけたのは、もちろん占領軍総司令部(GHQ)であり、押しつけられたのは、間違いなく旧大日本帝国であり、旧大日本帝国天皇ヒロヒトであり、旧大日本帝国政府であって、決して日本人民ではなかった。むしろ日本人民はこの憲法の内容を大いに歓迎し、その押しつけに加担したのである、とラミスは付け加える。すくなくとも1945年8月から翌46年5月くらいまでの一年足らずの短い期間は、米国軍を主軸にした日本占領軍は、当時の日本政府を戦時中に引き続きいまだ討ち果たすべき、そして反省の色も示さず抵抗する当面の敵とみており、それに反し日本人民はすべてかれら占領軍の味方であるとみなされていた、そうした情勢のなかであの短い期間内に現

行平和憲法が提案され論議されその公布（1946年11月3日）を見たのである。この限られた期間内にその制定が決定されたことは、日本人民にとってまことに幸運であった、そして旧体制の支配勢力（その流れが現改憲派だ）にとっては、この〈歴史の狡智〉ともいうべき成り行きは返す返すも残念千万な不運であっただろう、ともラミスは指摘する。現行憲法が人民主権を明示し、政府の権力行使に徹底的な制限を加えるものであること、そしてその点にこそ過去及び現在の改憲派の改憲の眼目があることを、ラミスは、その付録とともにあわせて明快に説いている。

ところで、この特別の時期をめぐって、私に格別の思いがある。私は、以前別のところで、この日本国憲法公布に関する中野重治の言説を顧み、ついでに自分の記憶に照らして、この憲法公布の時期には、私たちにとっては憲法よりメシが大事だった、と書いたことがある。しかし、この発言には手落ちがあった。実のところ、食糧危機に瀕していた当時の私たちにメシの問題はたしかに重大事には違いなかった。だがしかし、同時に私たちにとっては、とくに私たち青年にとっては、事実、あの敗戦の到来という歴史的事実そのものが、旧体制の桎梏からの全面解放をもたらしたものにほかならず、そこにはたしかに人民主権の状態がおのずと成立しており、その自由の実感がごく自然に私たちのあいだに生まれ所有されていたのであり、また私たちは旧支配勢力の完全な全面的敗北とその無力化とを文字通り日常的に目の当たりにして、現行憲法が公布される以前からすでに現実の進展がそれを先取りしている実感が、たしかに存在していた。このことを合わせて述べるべきだったのだ（むろん1947年2月1日のGHQゼネスト中止命令以後、東西冷戦構造の進展のなかで事態は明らかに一変・悪化するのではあるが）。だが、このように付け加えたところで、それでもまだまったく当時の真実を伝えたとはいえない。あの戦後の私の、そして私たちの心のなかでおこっていたことを、今日正確に表現することは、とてもむずかしい。ラミスのいう、平和憲法は、その公布後次第に、時とともに、日本人民の戦後の生活のなかでなじみ、実感され、実践されて、血肉化して今日に至ったのだ、という指摘は正しいだろう。それはたしかだが、しかし、ラミスの以下の発言、「憲法は首都にある政府の制度を形づくるだけでなく、民衆一人ひとりの政治的アイデンティティに大きく関わる。自分の政府によって、自分が〈臣民〉か、あるいは〈市民〉として定義づけられるかの違いは、人間の精神の

深いところ、つまり、自信、自己評価、自分がいったい何者なのか、という意識にまで響いてくるだろう。」（「第一章 憲法が国の形や人びとの生活を定める」の一節「憲法はその国の文化にも深い影響を与える」）という指摘を読むとき、さきほどの私の言葉ではまだ足りない、あの〈転換〉はもっと重要なことと捉えるべきではないか、という思いが私の心の深いところで呼び覚まされる。この二つ憲法の相対立する世界の〈狭間〉を体感していた私の心の深いところで、いや私たちそのとき生きていた日本人すべての心の深いところで、意識するとしなないとに関わらず、こういった心の大きな変化が、天皇に隷属した〈臣民〉から自立した〈市民〉への根底的なコペルニクスの転回が、あきらかに否応なしに進行していたであろうことを、私たちはもっときびしく肝に銘じておくべきではないか。この憲法の転換のもつ〈事柄の重さと大きさ〉をどう現わし、どう伝えればいいのか。すべての日本人民のうえに、自由民主党改憲派の掲げる新憲法草案と現行憲法のどちらを選ぶかという選択が、つまり〈臣民〉か〈市民〉かというかぎりなく重い選択が、自分のアイデンティティを問う、自分がどちらの自分であるかを選ばねばならぬ、つまりこの決定的に違う生存の形のどちらを選ぶかという重い選択が、否応なく迫られるときが、近い将来かなりの高い確率で訪れるだろうことを思うと、ラミスの指摘する、憲法は人がどのように生きるかの〈基準〉を決める大切なものである、という〈事の重大さ〉を、私たちはもっと深くもっと真剣に知らねばならず、また広く知らせねばならないのではないか。ラミスのこの指摘は貴重に思える、とくに戦前と戦後直後のこの〈転換〉の記憶をもつ人びとがどんどん失われつつある今日にあっては。

### 不断の努力と闘いが必要

憲法第一二条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあり、主権者である〈民〉の享受すべき自由と権利は、〈民〉の不断の努力なしにはいつでも奪われる危険があることが示されている。たしかに主権在民の憲法は、国家（政府）にとっては面倒かつ不都合であり、あの手この手を使って、国家（政府）は憲法の骨抜きを試みる。だから、憲法制定に当たって憲法を国家（政府）に押しつけたその努力（闘い）は、そのまま維持する必要がある、押しつけ続けなければならない。ラミスは、憲法制

定後に始まった東西冷戦によって米国の対日政策が大きく転換し、日本平和憲法の存在がうとましくなったときに、なぜ米国がみずから押しつけた憲法を、講和条約締結後に引っこめることができなかつたのか、と問い、「それは、日本の民衆が政府に憲法を押しつけ続けたからではないだろうか。」と答える。また戦後七十年間、日本国が曲がりなりにも平和を守りえたのは、憲法九条と日本人民の護憲運動による〈押しつけ〉の持続的活動によるところが大きかつたのではないかと、ともいう。いずれも、主権在民の証しであり、憲法と民権による国家へのたえざる制御の結果である。では、平和憲法（戦争放棄）を護る運動は「平和な日本」をたしかにもたらししたが、交戦権を否定する平和憲法と明らかに矛盾する米軍軍事力によって護られる安保（軍事）条約に対して、平和憲法を護る護憲運動として安保条約の廃棄を求める運動はしなくてもいいのだろうか、このままでは、主権在民ではなく、主権を他人まかせにする主権放棄となるのではないかと。「第1章」でも触れたが、この矛盾する課題を解くには、ラミスも指摘するように、沖縄の米軍基地問題を考えるのが一番はつきりする。

### 沖縄米軍基地と地方自治

沖縄県と日本政府とのあいだで普天間米軍基地新建設に関する訴訟が始まつた。その代執行訴訟第一回口頭弁論としての翁長沖縄県知事の意見陳述全文を東京新聞（2015年12月3日）で読んだ。なにがなんでも新基地建設をすすめるという政府のやり方に対して、日本に〈地方自治〉や〈民主主義〉は存在しているのか、という趣旨のまっとうな陳述である。これに対して菅官房長官は記者会見で「民主国家としての手続きはしっかり踏んだ」と答えた。だが、はたしてそうか。どちらの主張が正当か。翁長沖縄県知事はこの意見陳述を通じて、裁判所にだけでなく、本土の日本国民一人ひとりに意見を求めていた。私たちはこの問いかけに答えなければならない。はたして、安倍政権のこの手法は、主権在民の民主国家にふさわしいか。法治国家としての法のあり方は、正当か。

「近現代の憲法の多くは、国家権力の制限を基本としている。政府に独裁を許さないことが、そういう憲法の主な目的だ。法治主義——政府の権力はかならず法に従わなければならないという原則——とはそういう意味である。」（「第一章 憲法

が国の形や人びとの生活を定める」の一節「憲法によって人びとと政府との関係が決まる」)とラミスは主張する。

今日まで日本国政府が沖縄県民に強いた日常生活に重くのしかかる政治的課題の一つ一つを、私たち〈民〉には、日本国憲法に照らして、法に従って検討する義務がある。たとえば、日本国(と米国)が行なった沖縄全体の米軍基地のための県民私有地の土地収用は、日本憲法に照らして合法的に行なわれてきたか。合法的でないとしたら、どのようにつぐないをつけているか。国はこの件に関して県民の意見を聞いたことがあるか、現状はどうなっているか。あるいは日米講和条約締結以後日本復帰までの十八年間の沖縄全県民無国籍状態に対する日本政府の対応はどうであったか、それらに対する日本政府の対応を監視すべき日本人民としての責任は、いままで果たされたことがあったか、ないとしたらそれを今後どうすべきか、等々。眼前の基地負担の問題だけが、「私たち(本土)の沖縄への甘え」(翁長沖縄県知事口頭陳述)ではないだろう。ともあれ、この訴訟の成り行きには、とりわけ司法の動向には、私たちはとくに注目する必要がある。鷲野忠雄著『検証・司法の危機1969—72』(日本評論社、2015年)の龐大な資料と綿密な論証によって明らかにされたように、憲法を擁護する人民と若手裁判官に対して行なわれた、憲法を敵視する政治勢力とこれに迎合する最高裁による「司法の独立」をめぐるこの四年間の闘いの歴史は、結局のところ、司法界の内部だけで「司法の独立」を保つことはきわめて困難であり、結論として「(司法の)原理や理念は、憲法原理を踏まえた民衆の側の堪えざる監視と批判によってのみ実質化されるのではないか。」(同書「あとがき」)ということに行きつくからである。

昨今自由民主党の高村副総裁が持ち出して話題になった「砂川裁判」にしても同じだ。憲法第九条第二項前段によって「安保条約」の違憲を宣告した歴史的な「伊達判決」(1959年)が、これにあわてた時の日米両政府と最高裁長官田中耕太郎によって最高度の国家機密として暗々裡に違法に処理され、最高裁の場で「憲法判断になじまず」として判断を放棄し、一審の伊達判決を無効とした経緯は、2008年4月米国立公文書館で公表された「砂川事件「伊達判決」に関する米政府解禁文書」(『沖縄と日米安保』(資料篇⑦)・社会評論社、2010年)によってすべての陰険極まりないかれらの暗躍振りが白日にさらされ公(おおやけ)のものとなった。解禁文書

のすべてはいずれも両国政府の見るも無惨な狼狽振りをあらわにし、米国大使、在日米軍司令部、日本国外務大臣、同田中最高裁長官らの共謀による卑劣な違法行為の積み重ねの証拠品である。同極秘文書の公表後に土屋健太郎砂川事件元被告らが行なった日本国政府への情報開示請求に対し、この大失態の米国での公表に頼かむりして、政府関係各省は、関係書類「不開示」で知らぬ顔を決め込んだ。これに対し土屋健太郎元被告らはその後「伊達判決を生かす会」を結成して、情報開示再請求と再審請求の活動を継続して今日まで闘いつづけている（同会の活動はインターネットで知ることができる）。

さらに人民の監視の必要を示す案件は跡を絶たない。

「集団的自衛権」容認の閣議決定もその一つである。2015年11月25日付朝日新聞朝刊に「集団的自衛権 容認の正当性が揺らぐ」なる社説が掲載された。安倍内閣が昨年7月閣議決定によって歴代政府が踏襲してきた憲法解釈を否定して集団的自衛権の容認に踏み込んださい、その通告を受けた内閣法制局がこの決定を審査して、「法的に問題なし」と返答したという国会答弁がなされたが、このほどその事実を裏付けるべき検討記録が内閣法制局に存在していないことが、朝日新聞の調べで明らかになった、というのだ。もし正式の検討がなされておらず、当時的一部新聞の報道どおり、一握りの政治家らと憲法の番人と称される同局長官の手でこの承認の手続きが実質的に進められていたのだとすれば、それは内閣法制局そのものの存在意義がうたがわれる由々しき事態となる、と同社説は警告し、「国会は一連の経緯を詳細に検証すべきだ。」と結んでいる。これはこれで結構である。だが、しかし「国会は」などといわず、こういう問題こそ、当のマスコミが全力を挙げてとことん取り組むべき絶好の標的の問題だったはずだ。この口ぶりではどうやらその元気はないらしいが、そうだとすれば、たよりない国会といわず、どこかでだれかがやる必要がある。ここにも〈民〉のなすべき仕事が生じている。

### 交戦権と自衛権

交戦権についてはすでに書いたが、交戦権と国の自衛権の関連について、さらに聞くべきラミスの提言を引いておこう。国家の交戦権の問題を考えるうえで役立つとして、ラミスはドイツの社会学者マックス・ウェーバーの「近代国家」の定義一



—「国家とは正当暴力を独占（しよう）する社会組織である」——を本書で紹介している（第五章「押しつけられた第九条と安保条約の意味」の一節「国家は正当暴力を独占する」参照）。「正当暴力」とはわかりにくい言葉だが、個人には認められない暴力が、国家については、その行使が正当と認められることをいう。具体的にいえば、国家（政府の代表である公務員）が暴力行為、たとえば国家の名による監禁（懲役）、恐喝（罰金）、殺人（死刑）などを行なっても、それは正当とみなされ、犯罪にはならない、そのことをいう。国家には、そういう暴力行使の権利が認められており、具体的には、それは警察権、処罰権、交戦権の三つとして現われる。そしてラミスはいう、日本国憲法の特徴は、国家の持つ正当暴力のうちの一つ、交戦権（戦争をする権利、つまり武器使用による殺人行為をする権利）を放棄した点にある、と。では、国家がその交戦権を放棄したあと、いわゆる国家の自衛権はどうか。自衛権については、続く「自然権としての自衛権は国ではなく民衆が持っているものだ」の節において次のように説明される。自然権のうちの基本的な自衛権についていえば、それは生物である〈人間〉にだけ存在するのであって、無生物であって自然には存在しない人為的な組織である〈国家〉には、この自然権なる権利はもともと生じない。国家には、自然権がないのだから、したがってその中にふくまれる自衛権もむろん持てるはずがない。そもそも「国家がどういう権利を持つかは、生き物である、その国家を作る〈人間〉が決めるものである。主権者である民衆が国家に交戦権を渡せば、国家にはその権利があり、渡さなければ、ない、ということになる。〈主権在民〉とはそういう意味である。」とラミスはいう。そして念のために付け加えて、「政府に交戦権がない、ということは、自衛権がすべてなくなったという意味ではない。〈国家間の紛争に武力を行使しない〉のであって「他国との関係が紛争にならないような外交政策（を選ぶこと）が第一防衛線」となり、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」とするのである。「つまり、日本国憲法は自衛権を放棄するのではなく、国の〈自衛〉を戦争と戦争の威嚇を基礎とする安全保障政策から、平和外交を基礎とする安全保障政策への大転換を（国の外交政策として）定めているのだ。」とラミスは強調する（「第五章 押しつけられた第九条と安保条約の意味」の一節「自然権としての自衛権は国ではなく民衆が持っているものだ」参照）。

むろんラミスはいそいで付け加える，だが，忘れてはならないのは，日本政府は，この外交政策を一度も実行したことはない，という事実である，と。そしてここに，安保条約の問題が正面に出てくる。

いうまでもないが，日本国憲法前文及び第九条に示された，「戦争放棄」は，第二次世界大戦の敗戦から日本人民が大きな痛手を代償にして得た知恵，そして戦争は愚劣な非人間的な行為であり得るものはなにもないという苦い知恵と強く結びつく。ところが日本国は，主たる占領国であった米国との単独講和条約締結（1952年）にあたって，抱き合わせで押しつけられた日米安保（軍事）条約によって，米軍駐留による日本国防衛という名目のもとに，沖縄を始めとする米軍基地を建設しこれを無期限・永久的に提供させられ，日本の有すべき外交方針決定権はアメリカに持ち去られることになってしまった（「第五章 押しつけられた第九条と安保条約の意味」参照）。

つまり，日本国は，憲法では平和外交と戦争放棄を謳いながら，米国との安保条約という軍事条約によって，米国の軍事力で国を守ってもらうという，なんとも説明のつかない不思議な状態が生まれた。朝日新聞世論調査（2013年5月2日）によれば，なんと安保条約支持は81%であり，憲法九条支持は52%，安保条約と九条とは矛盾しないかとの質問に対する回答は，「矛盾しない」が68%である。これを要するに，「平和な日本」に住みつつ，アメリカの軍事力に守ってほしい，と考える日本人が圧倒的に多い，というわけだ。そしてラミスによれば，この状態が続く原因は沖縄にある，と。つまり，米軍基地の大部分を沖縄に置いたうえで，その「基地問題」を「沖縄問題」と呼ぶことで，「平和な日本」がかりうじて守られるというカラクリができています，とラミスはいう。

だが，この子供にもわかるような矛盾を放置しておいて，米国軍の核の傘のしたにかくれた護憲運動とは平和運動の名に値するだろうか。安保条約に基づく沖縄米軍基地の存在をそのままにして行なう護憲運動に，「自分のその矛盾した考え方によって沖縄を犠牲にする理由」があるだろうか，ラミスの追求は続く。国是として，交戦権放棄の平和憲法を維持しながら，駐留外国軍隊の戦力と威嚇の力を借りて，自らの平和を保つという論理に疑いは生じないか。たとえば，かつて日本帝国の侵略戦争によって多くの苦難を強いられた近隣諸国の人民に，この論理が理解される

と思うか。日本人民の平和運動は信ずるに足りる、とかれらは支持してくれるだろうか、ラミスの問いは続く。

そして、ここでも、〈民〉の仕事が生じている。この事態を矛盾から救い出すためには、憲法の政策を厳格に採用し、それを保持する〈民〉の一部と、そしてこの憲法違反を侵す政府を支持する〈民〉の他の部分とのあいだに、市民的公（おおよけ）の場における民主的討論を経た〈民〉内部のなんらかの変革が必要とされるのではないか。

## 地方自治

沖縄と日本政府とのあいだに生じた米軍基地増設に関する訴訟は、現行憲法の「地方自治の本旨」に関わる重要問題を浮き彫りにした。この件に関しては、本書付録の「自民党憲法改正草案は、国民に対する命令である。」を見るのがわかりやすい。同付録によれば、同草案は、地方自治について、かなり多くの書き足しや新設を行っている。ということは、現行憲法の「地方自治」条項が現に政府（自民党）の邪魔をしており、その状態が不都合であるという認識の露骨な現われと見るのが自然であろう。地方自治体が政府の邪魔をするとは、地方自治体のとる政策が政府の政策と矛盾したり、国が独占したい領域に地方自治体が進出するといったことを指すのであろう。たとえば、地方自治体が政府の政策に疑問を投げかけるシンポジウムを開いたり、核搭載の艦船の寄港を拒んだり、米軍基地を置かない政策を取ったり、米軍地位協定の改定を望んだり、その他その他である。

地方自治に関して、現行憲法では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」となっている（第九二条）。ラミスは、この「地方自治の本旨」とは、「地方の自立の原理」と解すべきであるとする。ところが〈自民党憲法改正草案〉では、その第八章「地方自治」において、まずこの定義に噛みつき、この「地方自治の本旨」が無定義であるとして以下のように書き変えた。「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。」（草案「第九二条」）。ラミスはこの修正は明確化などではなく、意味の書き換えであると主張する。「身近な行政」と書き変えるのは、「自分の地域のことだけをやり、国の外交政策には口を出すな、

ということだろう。」といい、さらに同草案第九三条の3項に、「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。……」とあるのは、「役割分担」の文言によって、外交政策、防衛政策は政府、地方自治体は地域のことだけをせよ、という意味だ、と断定する。私も、語るに落ちる、とはこのことだ、と同感する。改正草案は、現行憲法の政府・自由民主党にとって都合の悪いと感じるところを、書き直したのだから、私たちにしてみれば、それは政府の困るところを教えてくれる便利な教材だというわけである。さらに地方の扱いについて彼らの意図が透けて見えるのは、現行憲法第九五条を削りたがっている点だ。現行憲法第九五条とは、以下の通り。「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」。国会よりも地方住民の意見を優先する、というこの明確な条文を2005年の「自民党新憲法草案」では全文削除していた。だが、それではあまりに露骨だということになったのであろう、2012年の現行「自民党憲法改正草案」では、この「特別法」条項に曖昧な条件をつけて、言いぬけのできそうな抜け道を用意した。自民党が作りたがっているこの〈住民投票〉抜きの特設法が、どの地域を想定しているかといえば、それは沖縄だろう、かれらが一番恐れているのは、予想される沖縄での住民投票による〈しほり〉である、とラミスはいう。自民党草案が教えてくれるように、現行憲法のいう「地方自治の本旨」は、たしかに主権在民の原理に根ざし、中央政府権力の独裁を制限するという観点に基づいており、中央政府に対する地方人民の優位を憲法が保障しているというまさにその点に、要（かなめ）なのだ。私たちは、沖縄県民とともに、その利益を護って、憲法を大いに活用しなければならない。

本書でのラミスの注目すべき提言はまだまだ続くが、これ以上の贅言は無用だろう。直接、原書にあたるほうがいい。これまでの紹介で、取り組むに価することぐらいは、充分お分かりいただけたと思う。

最後にもう一つだけ、強調しておきたいメモを挙げて終わりにしよう。

## 市民社会を育てる

「第九章 政治活動は市民の義務である」は、ラミスによる「市民活動のすすめ」

の章である。天皇制絶対主義支配を制定した旧憲法にしたがえば、作り出されてくるのは必然的に「臣民」だけであったが、主権在民の新憲法が施行されたときを境に、この「臣民」は必然的に「市民」へと切り替わらざるを得ず、爾来新しい憲法にふさわしい「市民」が作り出されたのは当然であった、とラミスは指摘する。

そして、ラミスによれば、日本国憲法には、政府の活動内容を制定する条項と国民の活動を規定する条項の二つの大きな流れがあり、後者は現在および未来の日本国における、あるべき〈市民〉とその〈市民社会〉の姿とその活動とを明示している、という。たとえば、第一五条（選挙）、第一六条（請願）、第二一条（集会、結社の自由）、第二三条（学問の自由）、第二八条（労働組合参加の自由）など、人民の活動を指示するこれらの「条項を全部あわせてみると、〈市民〉のイメージがうかんでくる。それは、従順な臣民と違い、強い主体性と正義感があり、絶えず公（おおやけ）の問題を自分の問題として考える。自分の利益しか考えない、いわゆる経済人間ではなく、一種の政治人間である。」（第九章の一節「活発な政治活動が民主政治をささえる」参照）。また、ラミスはこうもいう、「主権在民の国の模範的な市民は、政府が間違った政策を選び、明らかに自滅的な道を歩んでいる場合、それを見ておれず、声を出し、あらゆるやり方でその政策を変えようとするだろう」（「第九章 政治活動は市民の義務である」の一節「活発な政治活動が民主政治を支える」）と。

またこれと同じ発想から出た発言であるが、選挙についてはこう考える、日本国憲法による選挙は、「代議制民主主義」の選挙であり、それは米国の選挙に典型的にみられるような候補者選びという、商品選びと同じ姿勢の、消費的な活動（生産的活動でなく）に、この政治活動を変えてしまいかねない弊害をともなう。「しかし、日本国憲法では、そういう間接的な政治参加だけでなく、市民が直接行動を起こし、積極的に主権者として活動できる〈市民社会〉をつくっていくことが期待されている。その活動的な市民社会が、憲法に描かれている将来の日本の政治形態の重要な一部になっている。」と（同上）。

市民の集まりである〈市民社会〉についてラミスはこう説明する。「〈市民社会〉は政治用語で、政府によって直接支配されていない「公（おおやけ）」という意味である。」と（「第一章 憲法が国の形や人びとの生活を定める」）。そして「公（おお

やけ)」という言葉は、次のようなニュアンスで用いられる、「政府の影響（イデオロギー、検閲、抑圧、権力への誘惑など）から離れた〈公〉の空間で文化をつくり、芸術をつくり、政治を論議し、文章を交換する。そういう豊かな政治文化が民主政治の生息地だ。」（「第三章 前文の「われら」とは、誰のことか」参照）、と。

戦前の社会は、〈市民社会〉ではなかった。政治演説会があれば、演壇の横にサーベルを掲げた制服警官（巡査と呼んだ）が坐り、不穏（？）な発言があると即座に「弁士中止」と叫び、演説はやめさせられた（小林多喜二他のプロレタリア文学作品参照）。公の場（空間）に政府（巡査）が臨席していて、〈市民社会〉が成立するはずがないだろう。

現行憲法の描き出す〈市民〉ないし〈市民社会〉のイメージにたいし、現実の社会の様相はどうか。ラミスは「公的絶望状態」という言い方で現状をくくっている。「普段、社会は〈公的あきらめ〉または〈公的絶望状態〉にある。それぞれの個人は社会や政治で変えたいことがたくさんあっても、一人ではできず、他の人たちが一緒に動かないと無理だとわかり、その結果、自分も動かなくなる。」（「第九章 政治活動は市民の義務である」の一節「公的絶望状態の悪循環を断ち切るものは何か」）。そういう無力感が蔓延して、ついには民衆は無力だということになる。だが、今日の日本は戦前の日本ではない。憲法が描き出してくれているように、もしある日問題山積の現状からある問題の解決を求めて〈市民〉が動き出し、〈市民社会〉がその問題を政治的課題として公（おおやけ）の場に持ち出すなら、それは「民衆の力」（政治行動）を生み、新しい可能性を生むだろう、とラミスはいう。

憲法の実質化には、市民社会の成熟が必要条件である、とラミスはいう、「国民が市民社会をつくり、その市民社会の活動によって基本的な国家権力を政府から民衆に移してはじめて、その〈紙に書いてある〉憲法は〈国の〉憲法になる。日本国憲法第一二条と第九七条はそういう意味である。」（同上）と。第一二条についていえば、これはすでに見た「憲法が保障する国民の自由及び権利は不断の努力によって保持」せよというものであった。もう一つの第九七条は以下の通りである。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

政治とはなにか、とラミスは問い、みんなで生き方を決めることだ、と答える。あるいは同じことだが、「みんなでどのような共同生活を選ぶか、という議論を〈政治〉と呼ぶ。」（「第七章 思想・表現・言論の自由はなぜ必要か」）と、こんなふう

に政治学者ラミスは教える。すべてを決めるのは、市民社会のなかの公（おおやけ）の場であり、議論に用いるのは、公（おおやけ）の言葉である。むろんこの人民の自由な論議の場に、政府（国）の影も形もあるはずがない。

そして、とどめの一撃は、憲法第九九条である。この命令の中身、そして命じられる者は、以下のごとし。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」（日本国憲法第九九条）

以上、私がラミスの本書から学んだ論議の足がかりをいくつか紹介した。

【2015.12.14】





